

令和3年第12回農業委員会総会

1 日 時 令和3年12月23日(木)
午前10時00分～午前10時15分

2 場 所 大竹市役所 4階 第2会議室

3 出席委員
(農業委員)

議席番	氏名	議席番	氏名
1	正木 静夫	6	古木 麻知子
2	石井 昌嗣	7	島原 順二
3	東田 保夫	8	田中 博幸
4	丸小 操	9	橋村 實男
5	小川 裕希恵		

(最適化推進員)

議席番	氏名	議席番	氏名
	大江 達也		田中 弘明

4 (欠席委員)

議席番	氏名	議席番	氏名

5 出席職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	前田 新吾	事務局長補佐	野島 史雄
事務局主幹兼農地係長	川本 義典	事務局書記	藤井 秀明

令和3年第12回農業委員会総会日程

1 日時 令和3年12月23日(木) 午前10時00分

2 場所 大竹市役所 4階第2会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	議案第18号	非農地証明の申請について
日程第2	報告第8号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

ご起立ください。ただ今から、令和3年第12回大竹市農業委員会総会を開催いたします。一同ご礼、ご着席下さい。

会 長

おはようございます。ご多用の中総会に参加していただきありがとうございます。本日の出席委員11名中11名で定足数に達しておりますので、これより令和3年第12回大竹市農業委員会総会を開会いたします。この際、本日の議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において2番石井昌嗣委員、3番東田保夫委員を指名いたします。よろしく願いいたします。これより、日程第1議案第18号非農地証明の申請についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは議案第18号非農地証明の申請についてを順位1からご説明いたします。議案書は2ページ、地図は3ページをご覧ください。所在は大竹市油見三丁目〇〇番登記地目は畑、同じく〇〇番〇〇登記地目は畑、現況はいずれも雑種地面積は2筆合計で840㎡の土地です。申請人は、大竹市油見二丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。改廃年月日は平成3年10月頃で、アスファルト舗装され月極駐車場として利用されておりました。駐車場工事の契約書等で時期を確認しております。このたび、地目変更登記のため非農地証明の申請を行ったものです。

続いて順位2についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は4ページをご覧ください。所在は大竹市北栄〇〇番〇〇登記地目は田、現況は雑種地面積238㎡の土地です。申請人は、東京都世田谷区奥沢一丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。昭和60年に申請地を相続し、平成4年には月極駐車場として利用契約があったので、改廃年月日は平成4年頃と推定されます。現地は、隣地と2筆続きでアスファルト舗装されている北側の半分になります。このたび、地目変更登記のため非農地証明の申請を行ったものです。

続いて順位3についてご説明いたします。議案書は2ページ、地図は5ページをご覧ください。所在は、大竹市立戸三丁目〇〇番〇〇登記地目は田、現況は宅地面積は205㎡の土地です。申請人は、大竹市立戸一丁目の〇〇〇〇さんです。申請理由は地目変更のためです。地番図をご覧ください。〇〇番は1、4、6、7が宅地で申請地はアルファベットのPが右に90度回転した形となり、進入路と宅地として利用されています。昭和47年の増築の際、宅地である〇〇番〇〇を超えて建てられ、その当時から宅地、庭として利用されています。このたび、地目変更登記のため非農地証明の申請を行ったものです。広島県の農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインに沿って検討すると、今回の申請地は昭和27年10月21日以降の人為的な潰廃地いわゆる無断転用地となるものの、転用の事実行為からおおむね20年以上が経過しており、農地転用行政上も支障がないものと認められる土地については非農地証明の対象にできるとされており、この3件の申請は証明に該当する事案と考えます。以上

でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

会 長

続きまして、本件について地区担当委員の説明を求めます。順位1、順位2について、4番丸小委員お願いいたします。

丸小委員

12月7日に橋村委員と事務局の川本さんと現地確認をしましたが、地目は農地ですが現況は駐車場として使用しているので問題はありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

12月7日に丸小委員と事務局の川本さんと現地確認をしましたが、丸小委員同様に問題はありません。

会 長

続きまして、順位3について地区担当委員の説明を求めます。9番橋村委員お願いいたします。

橋村委員

地目は田ですが、現況宅地で問題はありません。

会 長

続きまして、本件について現地調査員の意見を求めます。4番丸小委員お願いいたします。

丸小委員

周りが宅地になっていて、農地からの転用に支障はないです。

会 長

3件の非農地証明申請につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本件につきまして、申請のとおり証明することに決してご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

ご異議ございませんので、本件について申請のとおり証明することに決定されました。続きまして、日程第2報告第8号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理についてを議題といたします。本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（川本）

それでは、報告第8号について事務局長において専決処理しましたので、順位1からご報告いたします。議案書は6ページ、地図は8ページをご覧ください。譲受人は大阪市北区大淀中一丁目の〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市本

町二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は本町二丁目〇〇番〇〇、面積は147㎡登記地目は畑です。現況は一部に果樹などが植えられています。転用目的は、申請者宅ほか2件の宅地と合わせて分譲用宅地として利用することになり、もともとの〇〇番を今回利用する形で〇〇番〇〇として分筆したものです。9ページの分筆地番図にあるように、矢印のような形で転用することです。申請地は住宅に囲まれ道路に面しており、周囲に農地もないことから地区担当委員さんからも転用による周辺の農地への支障はないというご意見を頂いております。11月16日にこの届出を受理しております。

引き続き順位2についてご報告いたします。議案書は7ページ、地図は10ページをご覧ください。譲受人は大竹市南栄三丁目の株式会社〇〇代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は安芸郡府中町浜田三丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は新町三丁目〇〇番〇〇地目は畑で、面積は256㎡で現況は休耕しています。転用目的は宅地です。申請地は位置図では住宅と畑に囲まれており、地番図では里道がかろうじて接しているようです。譲受人は、周辺の宅地と一緒に里道の切り替えや地目変更後の分筆・合筆等で住宅用地とする目的で転用を申請されました。現地はすでに何も植えられておらず整地されている状態で、地区担当委員さんからも隣接する宅地から進入路等が作られることから転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはないというご意見を頂いております。11月29日にこの届出を受理しております。

引き続き順位3についてご報告いたします。議案書は7ページ、地図は11ページをご覧ください。譲受人は岩国市多田一丁目の〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇さん、譲渡人は大竹市本町二丁目の〇〇〇〇さんです。届出地は本町二丁目〇〇番〇〇地目は畑で、面積は148㎡で現況は休耕しています。転用目的は駐車場です。申請地は本町保育所の南側街区の中の三叉路角地の畑ですが、周囲をフェンスで囲われております。2辺が道路に面しており周囲は住宅で近隣に農地はありません。地区担当委員さんからも、転用により周辺の農地へ支障を及ぼすことはないというご意見を頂いております。12月3日にこの届出を受理しております。以上でございます。

会 長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

質疑及び意見なしの声

会 長

質疑及び意見はなしと認めます。お諮りいたします。本日議決された案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

異議なしの声

会 長

異議なしと認めます。よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和3年第12回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同ご礼。ありがとうございました。